



2026 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 J. フロント リテイリング株式会社  
代 表 者 名 代表執行役社長 小 野 圭 一  
(コード 3086 東証プライム市場、名証プレミア市場)  
問合せ先責任者 コーポレートコミュニケーション室長  
執行役 稲 上 創  
(TEL 03 - 6865 - 7621 )

## 当社グループ従業員向け株式交付制度の導入に関するお知らせ

当社は、当社および当社グループの子会社（以下「対象会社」といいます。）の幹部従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象として株式交付信託を活用した株式交付制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、株式交付信託による当社株式の取得等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

当社は、2030 年に目指す姿として、リテール事業を中心に 3 つの共創価値「感動共創」「地域共栄」「環境共生」を提供し続ける“価値共創リテーラーグループ”への変革を掲げ、最も重要な価値共創パートナーである従業員と共にその実現と成長を目指しています。

このため、グループ人財戦略においては、その要となるマネジメント職の更なるパフォーマンスの拡大にむけ、従来よりも高い期待役割と成果発揮を求めるとともに、環境整備や支援策の導入に取り組んでいます。

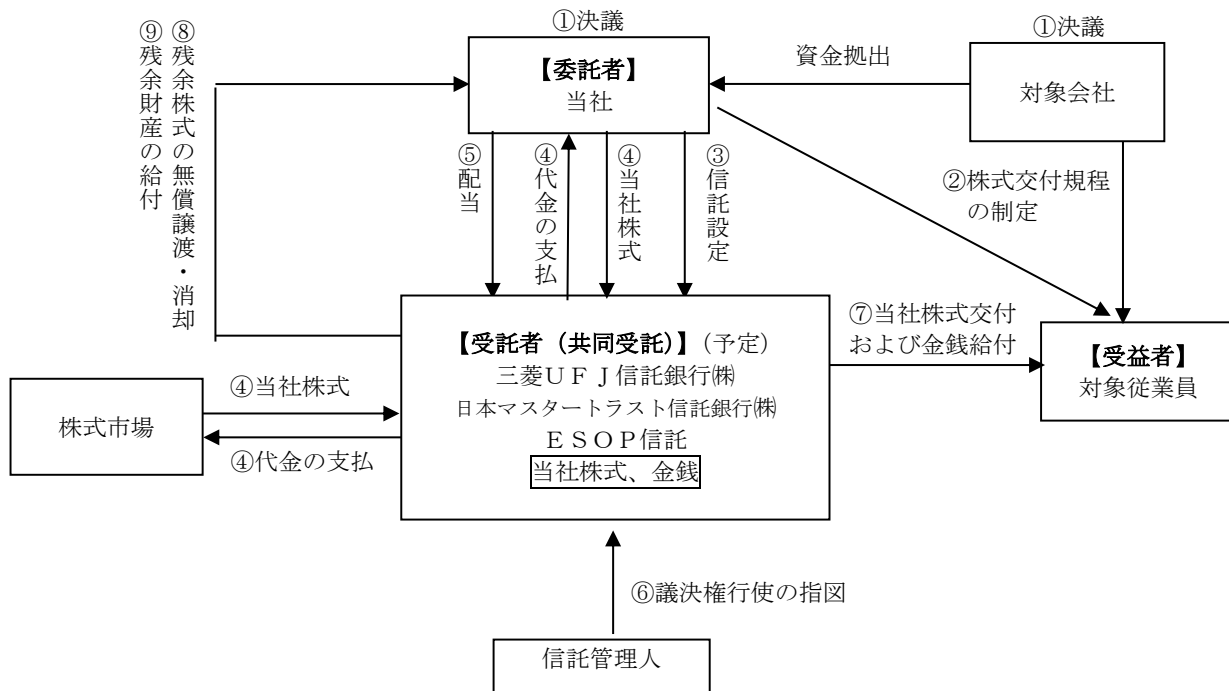
この度、これらの取り組みの一環として、経営層と現場との結節点であるグループ各社の幹部従業員に対し、グループ連結意識の更なる強化と健全なコミットメントの実践を促すとともに、幹部従業員のワークエンゲージメントを高めることで、中長期的な企業価値向上を果たすため本制度を導入いたします。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 株式付与 ESOP 信託の概要

本制度は、株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「ESOP 信託」といいます。）の仕組みを採用し、予め定める株式交付規程に基づき、対象従業員に対して、ESOP 信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付および給付するものです。

## (2) 本制度の仕組み



- ① 対象会社は、本制度の導入に関して必要な決議を行います。
- ② 対象会社は、本制度に関する株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象従業員を受益者とする ESOP 信託を設定します。
- ④ ESOP 信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を株式市場または当社から取得します。
- ⑤ ESOP 信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ ESOP 信託内の当社株式については、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
- ⑦ 信託期間中、対象従業員には連結業績達成率等に応じたポイントが付与されます。また、一定の受益者要件を満たした対象従業員は、当該ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイントに相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、ESOP 信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更および ESOP 信託への追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式交付制度として ESOP 信託を継続利用することができます。なお、ESOP 信託を継続せず終了する場合は、ESOP 信託から当社へ当該残余株式を無償譲渡し、当社は取得した当社株式を消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた ESOP 信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、ESOP 信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により ESOP 信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、ESOP 信託内の当社株式の数が不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ESOP 信託に追加で金銭を信託する可能性があります。

### 3. 信託契約の内容

- |   |         |                                                      |
|---|---------|------------------------------------------------------|
| ① | 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                            |
| ② | 信託の目的   | 対象従業員に対するインセンティブの付与                                  |
| ③ | 委託者     | 当社                                                   |
| ④ | 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）      |
| ⑤ | 受益者     | 対象従業員のうち受益者要件を充足する者                                  |
| ⑥ | 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                 |
| ⑦ | 信託契約日   | 未定（決定次第、開示予定）                                        |
| ⑧ | 信託の期間   | 未定（決定次第、開示予定）                                        |
| ⑨ | 議決権行使   | 受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使            |
| ⑩ | 取得株式の種類 | 当社普通株式                                               |
| ⑪ | 信託金の金額  | 未定（決定次第、開示予定）                                        |
| ⑫ | 株式の取得方法 | 未定（決定次第、開示予定）                                        |
| ⑬ | 株式の取得時期 | 未定（決定次第、開示予定）                                        |
| ⑭ | 帰属権利者   | 当社                                                   |
| ⑮ | 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする |

以上